

独立行政法人福祉医療機構年度計画

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関となることを目指して、適切な業務運営に努めることとする。

平成18年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成18年3月31日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 山口 剛彦

第1 法人全体の業務の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

法人全体の業務運営の改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。

- (1) 「年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)」により、年金資金運用基金から平成18年4月1日に承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う業務体制の整備を行うとともに、既存の事業についても、より効率的な業務運営を行うため、業務の実態を踏まえつつ、組織のスリム化を図る。
- (2) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)の定着と運用の高度化を図るため、次の取組みを行う。
 - ア 事務リスク等の軽減のための予防措置の効果的な実施
 - イ 役職員に対する研修及び職員に対する教育・訓練プログラムの充実
 - ウ 業務上の課題、顧客からの要求等に効果的に対応するための仕組みづくり
 - エ 医療貸付における代理貸付業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務等へのQMSの適用拡大及び平成19年度の認証取得に向けた取得条件の整備

(3) 人事評価制度の運用の改善を図るとともに、人材の育成や活用についてスタッフ制やキャリアパスの導入に係る基本的な方針を取りまとめる。

(4) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の適切かつ効率的な運営に努める。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づく機構の融資業務を始めとした業務・組織全般の見直しの検討に当たっては、厚生労働省と連携し適切に対応する。

(5) 平成17年度に実施した管理会計試行プロジェクトの結果に基づき、費用対効果分析手法の検討を行う。

(6) 事務リスク管理については、継続的にリスクの洗い出しを行うとともに、引き続き、リスク回避等その対応策を取りまとめる。

福祉医療貸付事業については、リスク管理債権を債権区分別に適切に管理するとともに、審査業務に資するためリスク管理債権の発生要因別の分析を行う。また、診療報酬債権等担保融資制度に係る債権については、マニュアルに基づき適切な債権管理・回収を行う。

貸出条件緩和債権については、事業の公共性、経営状態等を十分に把握し、適正な審査を行うとともに、リスク管理債権の回収については、特に毀損の著しい債権(破綻先債権・6か月以上の延滞債権)の管理の徹底を図り、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

なお、リスク管理債権の抑制の観点から、業況注視等を要する貸付案件についてのモニタリングの強化を図る。

(7) A L M (資産負債管理) システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、職員に対して、A L M モデル分析の理解を深め、分析手法を習得するための研修等を実施する。

また、貸付、債権管理、経理等の担当部署が保有する信用リスクに係る情報を総合的に把握し、共有化するための仕組みづくりに取り組むとともに、信用リスク分析のためのモデルを構築する。

他法人の資産担保証券 (A B S) の発行状況等の情報収集に努めるとともに、発行環境及び発行条件の分析を行う。

(8) 効率的な事務処理を推進する観点から、電子申請に適用する業務の検討を行うと

ともに、機構の情報システムの利活用についても併せて検討する。

- (9) 一般管理費、福祉保健医療情報サービス事業費等の経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、引き続き効率的な利用に努める。

なお、承継年金住宅融資等管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務に係る一般管理費、業務経費等の経費(承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る転貸法人への業務委託費を除く。)については、円滑な業務移管に配慮しつつ、節約に努める。

また、福祉医療貸付事業については、事業費削減に関する中期目標の達成に向けて継続的に取組みを行う。

「行政改革の重要方針」を踏まえ、組織のスリム化を図りつつ、人材の機能的な活用を推進し、職員数の抑制に努め、人件費の削減に取り組む。

- (10) 利用希望者の利便性を向上させるため、各種事業における利用手続き、利用対象者、利用条件その他事業利用に当たって必要な情報を、引き続きホームページ等を積極的に活用して迅速かつ正確に提供する。

- (11) 業務・システムの最適化の実施に向けて、システムの監査、刷新可能性調査、業務・システムの最適化計画策定のための業者と契約を締結し、対象となるシステムの監査及び刷新可能性調査を行う。

第2 事業毎の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業に係る貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成 18 事業年度
		千円
貸 付 契 約 額		383,700,000
資 金 交 付 額		419,700,000
原 資	財政融資資金借入金	330,100,000
	貸 付 回 収 金 等 (うち財投機関債)	89,600,000 (81,500,000)

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 福祉医療貸付事業については、国の政策と密接に連携し、国の指針等に即して地方公共団体が策定する公的介護施設等の整備計画及び次世代育成支援に関する行動計画に基づく整備並びに自立支援法施行に伴う新たなサービス体系に即応した整備等、介護、子育て支援、障害者の社会参加等の基盤整備に積極的に貢献する。

併せて、医療制度改革に対応して医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、福祉及び医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。

なお、これらの整備に係る貸付けに当たっては、国の交付金制度の変更を踏まえ、適切な対応を図る。

イ 国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した上で、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。

ウ 福祉貸付においては、国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、都道府県等地方公共団体に対する需要調査を行い、事業の計画的推進を図る。

医療貸付においては、事業の計画的な推進を図るため、国の政策動向や国庫補助金又は交付金による対象事業の整備動向を把握するとともに、利用者に対する定期調査について、医療制度改革を踏まえた調査項目の見直しを図る。

エ 政策優先度に応じて、融資率の変更等による融資条件の見直しを行い、より一層の民間資金の活用を促進する。

福祉貸付における協調融資制度については、覚書締結金融機関の拡大を図るとともに制度の適切な運用に努める。

なお、債権買取型の証券化等、間接金融の手法等について検討を行う。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、審査業務の迅速化に努める。

また、医療貸付においては審査内容の充実を図るため、新たな分析評価手法を構築し、その導入を図る。

イ 資金交付時期に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、資金交付業務の迅速化に努める。

ウ 制度改正に伴う借入申込書の記載事項や様式等の変更に当たっては、申込書の不備事項等の分析を行い、利用者の事務負担を軽減する視点で改正を行う。

エ 相談窓口の体制を充実するため、受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修を実施するとともに、全国数か所で融資相談会を開催する。

また、事業計画検討中の者については、必要に応じ、融資相談に出向くなど、サービスの向上に努める。

福祉貸付においては、各都道府県市の実務担当者を対象として貸付事業に関する説明会を実施することとし、交付金対象事業に係る融資の取扱いについても周知を図る。

2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）個別経営診断及び開業医承継支援事業）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 集団経営指導については、収支相償の維持に努める。

また、業務の効率化を図る観点から、経費削減の効果があると判断されたものについて、引き続き業務の一部を外部に委託するとともに、開催時期、場所、テーマ等を考慮したうえで、地方において同時期、同一場所でセミナーを開催する。

イ 個別経営診断については、新しい診断料体系に基づき、引き続き事務処理の迅速化を図るとともに、収支相償の維持に努める。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 経営指導業務の質の向上を図るため、福祉・医療施設等の実態調査、外部セミナーや研修への参加をするとともに、外部の専門家を招聘して研究会を開催し、担当職員の専門能力を更に向上させる。

イ 集団経営指導については、引き続き告知までの事務処理の迅速化を図ることにより、実施2か月前までの開催告知に努めるとともに、引き続き周知広報の強化を図る。

セミナーの開催に当たっては年17回程度開催するとともに、アンケート調査における受講者の満足度指標を65ポイント以上、既存施設向け福祉セミナー及び医療セミナーを対象とし、延べ受講者2,000人以上の確保に努める。

ウ 個別経営診断については、中期目標期間中の中期計画の達成を念頭に置きつつ、診断実施に努める。

また、個別経営診断事業の新サービス体系に基づく診断を開始するとともに、経営診断及びコンサルティング手法の改善に向けた検討を行う。

併せて、支援費施設の経営診断については、障害者自立支援法に基づいた新たな報酬体系やサービス体系の整備に合わせ、適宜システム開発に向けた準備を実施する。

エ 開業医承継支援事業については、雑誌広告などの広報宣伝により、中期目標期間中の中期目標の達成を念頭に置きつつ、紹介件数の確保に努める。

また、登録者に対するフォローアップ・サービスとして、引き続き譲渡希望医の物件案内についてメール及び郵送により配信する。

3 長寿・子育て・障害者基金事業

長寿・子育て・障害者基金事業（以下「基金事業」という。）においては、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構

法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成17事業年度分の助成事業の適切な評価、平成18事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成19事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。

長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金及び障害者スポーツ支援基金の4基金により、高齢者・障害者の在宅福祉と生きがい・健康づくり、子育て支援、障害者の社会参加等様々な民間福祉活動からの資金助成ニーズに対応していく。

なお、この場合、次の点に留意する。

- a 世代間交流を内容とする事業や幅広い者を対象とする事業など、必ずしも従来の枠に留まらない新しい事業に係る要望についても、行政施策や地域のニーズの動向等を踏まえ、積極的に助成する方向で選定するとともに、関係方面に広報する。
- b 平成19事業年度分の募集にあたり、4基金のそれぞれにつき、国の政策方針等を勘案した重点助成分野を設定し、その重点助成分野に該当する要望について優先的に採択する。

なお、多様な資金助成ニーズに対応するため平成18年度助成分より特別分において新たに設けた複数年助成については、その対象を含め適切なあり方について検討する。

また、機構法附則第11条第1項に基づき、障害者スポーツの振興のために障害者スポーツ国際大会への選手派遣（選手強化に関する活動を含む。）に関する活動に対し、特に必要な助成を行う。

- c 平成16事業年度分の地域における独創的・先駆的事业（特別分）及び地域の実情に即したきめ細かな事業（地方分）の継続状況を確認するとともに、平成19事業年度分の特別分及び地方分助成事業の選定においても、事業継続の能力及び意向の確認を重視した審査を行うことにより、助成事業の80%以上につき、助成終了後も当該団体において事業が継続されるようにするものとする。

平成19事業年度分の助成事業の選定において、地域における特定非営利活動法人等による活動の育成・支援に特に留意し、そのうち70%以上は、地域において特定非営利活動法人等が実施する独創的・先駆的事业や地域の実情に即したきめ細かな事業に助成するものとする。

平成16事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価の成果を踏まえ、平成19事業年度分の助成事業の募集要領を策定するとともに、平成17事業年度分の全助成事業を対象とした事後評価を実施し、その成果を平成19事業年度分の助成事業の選

定に反映する。

このため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めることとする。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 中期助成計画及び金利情勢を踏まえ、平成19事業年度分の事業計画及び運用計画を策定する。

イ 基金の運用については、安全かつ確実な方法を基本としながらも、経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、適切な運用資産及び金融機関の選択に努めることにより可能な限り運用効率を高める。

ウ 平成18事業年度分の助成金の交付申請の受理から交付決定までの所要期間の短縮については、平均で30日以内で処理するよう努める。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 助成の仕組みや手続が国民に理解しやすく利用しやすいものとなるよう、次の措置を講じる。

(ア) ホームページなどの活用により、助成事業に関する情報提供を幅広く積極的に行い、周知を図るとともに、様々な相談に対応する。また、募集要領は募集締め切りの2か月前までにホームページなどで公開するなど、早期の情報提供に努める。

(イ) 各地で開催する事業報告会の開催と併せて、助成事業の積極的な周知を図るとともに、助成要望団体からの様々な相談に応じ、便宜の向上に努める。

(ウ) 平成17年度の課題整理を踏まえ、電子申請の導入のための実施方針を検討する。

イ 助成事業の選定及び事後評価について、外部有識者からなる「基金事業審査・評価委員会」(以下、「審査・評価委員会」という。)において一体的に審議するとともに、以下の措置を講じる。

(ア) 平成19事業年度分の助成事業の選定に当たっては、客観性及び透明性を確保するため、次の措置を講じる。

- ・ 助成については、原則として単年度限りとし、全国的規模の事業については、事業の内容によっては3年間まで継続を認める。なお、平成17事業年度分からの継続事業については、その事業評価の結果によっては打ち切る。
- ・ 審査・評価委員会において、平成17事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、平成19事業年度分の助成事業の選定方針を策定し、多様なニーズに適切に対

応できる助成となるよう努める。

- ・ 採択した事業については、平成19年4月下旬までにホームページや広報誌などで公開する。

(イ)平成17事業年度分の助成事業の事後評価については、適切に評価を行うため次の措置を講じる。

- ・ 事後評価は、助成先団体が行う自己評価並びに審査・評価委員会及び事務局が行う総合評価により行う。自己評価及び総合評価の方法については、平成15年度からの3か年の事業評価の成果と課題を踏まえ、その改善に努める。
- ・ 評価結果については、ホームページ、広報誌などで公開する。また、評価結果の公表に当たっては、特に評価の高い事業を、20事業以上選び出し特に明記するとともに、平成18事業年度又は平成19事業年度における年2回以上の各地での事業報告会、年4回発行する広報誌等で紹介し、広く周知を図る。
- ・ 助成団体の事業実施に対する確かな指導助言ができるよう、職員の専門性を高めるための研修を行う。

ウ 多様なニーズを踏まえた助成事業の運営を可能とするため、次の措置を講じる。

(ア)助成先の団体との意見交換により民間福祉団体のニーズを把握するとともに、他の大手の民間資金助成団体との間で、基金事業における事業の実施・評価の情報提供等、情報交換・意見交換を年2回以上行うことにより、各民間資金助成団体との事業実施ノウハウの共有化、助成の効率化に資する。

(イ)地方分助成事業における助成業務の運用実態と成果及び課題を調査し、今後の地方分助成事業の効果的な助成のあり方について調査研究を実施する。

4 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

また、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。)の改正実施に伴う事務取扱を適正に行う。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 18 事業年度
4 月 1 日現在の被共済職員数	674,586 人
退 職 手 当 金 支 給 者 数	69,473 人
退 職 手 当 金 支 給 額	82,365,055 千円
単 位 掛 金 額	42,300 円

業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 受付から給付までの期間を短縮するため、次のことを実施する。

- (ア) 国庫補助金等の退職手当金支給に必要な資金について、請求の動向に対応し迅速に支払いが出来るよう、国及び都道府県とも調整を図り、その確保に努める。
- (イ) 請求書の審査事務について、更に簡素化を進める。

イ 利用者の事務負担を軽減するため、共済契約者が機構に提出する「掛金納付対象職員届」を電子媒体による届出に改められるよう検討する。

ウ すべての業務委託契約者(都道府県社会福祉協議会等)を対象とした事務打合会を実施することとし、共済法改正後の事務処理の円滑、適正な実施を周知する。

また、約30都道府県において開催される共済契約者の事務担当者に対する実務研修会(都道府県社会福祉協議会等主催)に赴き指導するとともに、掛金納付対象職員届、請求書・退職届の記載誤りが多い共済契約者について、個別に指導する。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

また、平成17年度に国において事業の見直しの検討を進めており、引き続き国とともに必要な検討を行う。

平成17年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で報告書を取りまとめ、国に提出するとともに、同報告書について、道府県・政令指定都市に対しては、事務担当者会議において報告、加入者等に対しては、ホームページで公表、障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

（参考）

区 分	平成18事業年度
新規加入者数	1,764人
新規年金受給者数	2,222人
保険対象加入者数	93,715人
年金給付保険金支払対象障害者数	42,711人
死亡・障害保険金額	8,005,900千円
年金給付保険金額	10,355,278千円

（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。

（2）業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）

WAMNET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報を拡充することを目的として、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

（1）業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 平成17年度に策定した、一般のインターネット接続環境を利用した送信方法に移行するという「送信回線移行計画」に基づき、移行可能な都道府県における専用

回線を廃止する。

イ 平成18年度に厚生労働省が実施を計画している福祉保健医療事業の中からWAMNETの特性を活かすことが期待できる事業をリストアップし、WAMNETの利活用の可能性について検討を行う。

ウ WAMNETの本来事業の目的を損なわない範囲で収入事業の拡大を図るとともに、バナー広告・介護保険業務管理ソフト広告以外の収入確保に向けた取組方針の策定を行う。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 福祉保健医療分野の行政情報について、厚生労働省と調整を行い、網羅性及び迅速性の更なる向上を図る。

また、平成18年10月に予定されている障害者自立支援事業所の番号体系の再編に関して、厚生労働省と調整を行い、円滑な移行が可能となるよう都道府県等へ助言と支援を行う。

平成17年度に行ったWAMNETの今後のあり方の検討の中から平成18年度において実施可能なものについて年度内に実施する。

イ WAMNETモニター調査を実施し、操作性、コンテンツ等について意見聴取を行うことにより、利用機関登録数やアクセス件数の増加に役立てる。また、機構の顧客等を対象に、WAMNETの有効活用を説明し、利用機関登録の促進を図るとともに、平成17年度に実施したWAMNETモニター調査の結果を踏まえ、操作性の向上及びコンテンツの整備充実を図る。

これらによって年度末の利用機関数56,000件、平成18年度のアクセス件数1,000万件の確保を目指す。

ウ WAMNETの利用の促進を図るため、利用登録が少ない都道府県を中心にWAMNETの利用促進を図る講習会を開催する。また、WAMNETのコンテンツやネットワークの充実について、学識経験者の意見を聴取するWAMNET事業推進専門委員会を開催し、今後のWAMNET事業の展開に役立てる。

エ 情報の改定に併せて情報更新や内容確認を行うほか、利用頻度の高い基本情報は月1回月末に、その他全データは年1回年度末に、情報の正確性、最新性についての検証作業を行う。

7 年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、公的年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成 18 事業年度
		千円
貸 付 契 約 額		220,900,000
資 金 交 付 額		220,900,000
原 資	財政融資資金借入金	27,000,000
	貸付回収金等 (うち財投機関債)	193,900,000 (40,000,000)

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。

(イ) 利用者へ配慮した運用の改善を図るため、受託金融機関の協力を得ながら、利用者に対し意識調査等のアンケートを実施する。

(ウ) 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受

託金融機関への制度変更後の事務処理等についてフォローアップ調査の結果を踏まえ、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。

(工)厚生労働省における生活保護の適正化の方針に基づき、生活保護受給中の年金担保貸付の利用を制限するなど必要な措置を実施する。

イ 事務処理の簡素化を図る観点から、受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため、各種剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。

8 労災年金担保貸付事業

労災年金担保貸付事業については、労災年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置を用いて低利で小口の資金を貸し付けることにより、労災年金受給者の生活の安定を支援することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、年金担保貸付事業と併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めることとする。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

区 分		平成 18 事業年度
		千円
貸 付 契 約 額		5,800,000
資 金 交 付 額		5,800,000
原 資	貸 付 回 収 金 等	5,800,000

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

労災年金担保貸付事業の安定的で効率的な業務運営を行うため、業務運営コストを分析し、その増加を抑制するとともに、貸付金利に適切に反映させる。

(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

ア 労災年金担保貸付制度の周知、利用者へ配慮した運用の改善及び受託金融機関の指導強化を図るため、次の措置を講じる。

- (ア) 労災年金担保貸付制度の周知を図り、かつ悪質な貸金業者に対する注意喚起や生活に無理のない借入れなどの注意を促すためリーフレット等を作成し、関係各機関に配布する。
- (イ) 利用者へ配慮した運用の改善を図るため、受託金融機関の協力を得ながら、利用者に対し意識調査等のアンケートを実施する。
- (ウ) 申込窓口等における利用者への適切な対応に努めるため、前年度に実施した受託金融機関への制度変更後の事務処理等についてフォローアップ調査の結果を踏まえ、受託金融機関事務打ち合せ会議を開催することにより、受託金融機関への指導を強化する。
- (エ) 厚生労働省における生活保護の適正化の方針に基づき、生活保護受給中の労災年金担保貸付の利用を制限するなど必要な措置を実施する。

イ 事務処理の簡素化を図る観点から、受託金融機関との間のデータ授受方法の効率化を促進するため、各種剰余金の振込データの電子化を図ることを検討する。

9 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

(1) 適切な債権管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。
- イ 年金住宅融資等債権について年1回、貸付先についての債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- ウ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- エ 受託金融機関事務打合会を年1回以上開催し、受託金融機関に対する指導を強化する。

(2) 着実な債権回収に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ア 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発

生抑制に努める。

イ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に関しては、年金住宅貸付の返済条件の変更措置を講ずることにより、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する。また、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより周知を図る。

ウ 長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期の回収に努める。

エ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣し、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を強化する。

10 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする年金被保険者に対して、当該貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことにより、年金被保険者の福祉の増進に寄与することを目的として、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

ア 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんの申込資格要件等について、リーフレットの作成・配布及びホームページへの掲載により周知を図る。

イ 教育資金貸付けを受けることについてのあっせんに関する照会等に対して適切に対応するため、受託機関用手引書の改訂等を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

128,700百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第6 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
 - 業務改善にかかる支出のための原資
 - 職員の資質向上のための研修等の財源
- ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項
 - 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項
 - 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

人事評価制度の運用の改善を図るとともに、人材の育成や活用についてスタッフ

制やキャリアパスの導入に係る基本的な方針を取りまとめる。

個人の能力開発や専門知識・能力開発に重点を置きつつ、職務・職階に応じて、より専門性を高めるよう研修を進める。

業務処理方法の改善を図り、業務の量・質に対応した、より適正な人員配置を行う。

(2) 人員に係る指標

平成 18 年度末の常勤職員数を年度当初の 100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

なし

予算
平成18年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額								
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 け あ っ せ ん 勘 定	計
収入									
運営費交付金	3,810,711		634,493	116,455	244,659	33,848	6,033,071	83,553	10,956,790
国庫補助金 給付費補助金			24,884,506						24,884,506
政府交付金	443,636								443,636
利子補給金	14,480,054								14,480,054
福祉医療貸付事業収入 福祉医療貸付金利息	59,111,725								59,111,725
経営指導事業収入	29,580								29,580
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,628								2,628
基金事業運用収入		3,857,669							3,857,669
障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入		254,568							254,568
退職手当共済事業収入			63,846,007						63,846,007
掛金			33,936,634						33,936,634
都道府県補助金			29,907,527						29,907,527
退職手当給付費支払資金戻入									0
給付費支払資金運用等収入			1,846						1,846
心身障害者扶養保険事業収入				31,972,776					31,972,776
保険料収入				8,926,218					8,926,218
保険金				12,605,900					12,605,900
特別給付金				64,532					64,532
弔慰金				58					58
信託運用収入				20,790					20,790
扶養保険資金戻入				10,355,278					10,355,278
年金担保貸付事業収入									
年金担保貸付金利息					3,474,476				3,474,476
労災年金担保貸付事業収入									
労災年金担保貸付金利息						35,091			35,091
承継債権管理回収事業収入							132,482,866		132,482,866
承継債権貸付金利息							132,452,192		132,452,192
手数料収入							30,674		30,674
承継教育資金貸付けあっせん事業収入								3,552	3,552
承継教育資金貸付けあっせん事業収入									
利息収入	1,684	324			2,776	13	17,212		22,009
雑収入	23,398	1,449	1,257	381	660	89	3,231	280	30,745
計	77,903,416	4,114,010	89,366,263	32,089,612	3,722,571	69,041	138,536,380	87,385	345,888,678
支出									
福祉医療貸付事業費	73,105,875								73,105,875
支払利息	72,633,740								72,633,740
業務委託費	185,099								185,099
債券発行諸費	287,036								287,036
社会福祉事業振興事業費		3,656,852							3,656,852
退職手当共済事業費			88,730,513						88,730,513
退職手当給付金			87,386,288						87,386,288
退職手当給付費支払資金繰入			1,344,225						1,344,225
心身障害者扶養保険事業費				31,972,776					31,972,776
支払保険料				8,926,218					8,926,218
年金給付保険金				10,355,278					10,355,278
弔慰金給付保険金				64,532					64,532
特別弔慰金給付金				58					58
扶養保険資金繰入				12,626,690					12,626,690
年金担保貸付事業費									
支払利息					3,106,783				3,106,783
業務委託費					1,119,462				1,119,462
債券発行諸費					1,884,853				1,884,853
労災年金担保貸付事業費									
業務委託費						32,605			32,605
業務経費	1,703,860	75,433	360,092	36,112	83,595	10,357	5,383,840	30,878	7,684,167
福祉医療貸付業務経費	602,457								602,457
経営指導業務経費	87,675								87,675
福祉保健医療情報サービス業務経費	1,013,728								1,013,728
社会福祉事業振興業務経費		75,433							75,433
退職手当共済業務経費			360,092						360,092
心身障害者扶養保険業務経費				36,112					36,112
年金担保貸付業務経費					83,595				83,595
労災年金担保貸付業務経費						10,357			10,357
承継債権管理回収業務経費							5,383,840		5,383,840
承継教育資金貸付けあっせん業務経費								30,878	30,878
一般管理費	276,273	50,309	34,983	8,196	39,552	7,502	127,531	10,808	555,154
人件費	1,887,868	329,222	240,675	72,528	124,948	16,091	524,931	45,699	3,241,962
計	76,973,876	4,111,816	89,366,263	32,089,612	3,354,878	66,555	6,036,302	87,385	212,086,687

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画
平成18年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額										計
	一 般 勘 定 勘 助	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 助	共 済 勘 定 勘 助	保 険 勘 定 勘 助	年 金 担 保 勘 助	年 金 担 保 勘 助	年 金 担 保 勘 助	承 継 債 権 管 理 勘 助	承 継 債 権 管 理 勘 助	承 継 債 権 管 理 勘 助	
費用の部	79,292,106	4,114,010	84,362,741	25,796,769	3,568,477	69,832	6,036,302	6,036,302	87,385	203,327,625	
經常費用	79,292,106	4,114,010	83,007,003	19,463,018	3,568,477	69,832	6,036,302	6,036,302	87,385	195,638,135	
福祉医療貸付業務費	75,953,290									75,953,290	
借入金利息	70,665,068									70,665,068	
債券利息	3,516,885									3,516,885	
債券発行諸費	287,036									287,036	
債券発行差金償却	6,692									6,692	
業務委託費	185,344									185,344	
福祉医療貸付業務経費	594,632									594,632	
貸倒引当金繰入	697,633									697,633	
経営指導業務費											
経営指導業務経費	87,074									87,074	
福祉保健医療情報サービス業務費											
福祉保健医療情報サービス業務経費	1,013,272									1,013,272	
社会福祉事業振興業務費		3,730,849								3,730,849	
社会福祉事業振興事業費		3,656,852								3,656,852	
社会福祉事業振興業務経費		73,997								73,997	
退職手当共済業務費			82,723,998							82,723,998	
退職手当給付金			82,365,055							82,365,055	
退職手当共済業務経費			358,943							358,943	
心身障害者扶養保険業務費				19,381,888						19,381,888	
支払保険料				8,926,218						8,926,218	
給付金				10,419,868						10,419,868	
心身障害者扶養保険業務経費				35,802						35,802	
年金担保貸付業務費					3,389,103					3,389,103	
借入金利息					636,711					636,711	
債券利息					605,095					605,095	
債券発行諸費					102,468					102,468	
債券発行差金償却					3,666					3,666	
業務委託費					1,891,302					1,891,302	
年金担保貸付業務経費					82,985					82,985	
貸倒引当金繰入					66,875					66,875	
労災年金担保貸付業務費						45,982				45,982	
業務委託費						34,449				34,449	
労災年金担保貸付業務経費						10,270				10,270	
貸倒引当金繰入						1,262				1,262	
承継債権管理回収業務費								5,383,840		5,383,840	
承継債権管理回収業務経費											
承継教育資金貸付けあっせん業務費											
承継教育資金貸付けあっせん業務経費										30,878	
一般管理費	272,270	49,661	34,465	8,056	39,277	7,463	127,531			549,534	
減価償却費	78,330	4,276	7,864	544	15,149	296				106,460	
人件費	1,887,868	329,222	240,675	72,528	124,948	16,091	524,931			3,241,962	
財務費用											
支払利息					11,513					11,513	
臨時損失					1,344,225					1,344,225	
退職手当給付費支払資金繰入					1,344,225					1,344,225	
心身障害者扶養保険責任準備金繰入					6,333,751					6,333,751	
収益の部	79,735,742	4,156,590	89,372,461	23,954,878	3,798,977	70,820	138,050,329	87,385	339,227,183		
運営費交付金収益	3,810,711		634,493	116,455	244,659	33,848	6,033,071	83,553	10,956,790		
福祉医療貸付事業収入	60,878,604								60,878,604		
経営指導事業収入	29,580								29,580		
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,628								2,628		
基金事業運用収入		3,900,249							3,900,249		
退職手当共済事業収入			33,938,480						33,938,480		
掛金			33,936,634						33,936,634		
給付費支払資金運用等収入			1,846						1,846		
心身障害者扶養保険事業収入				23,837,946					23,837,946		
受取保険料				8,926,218					8,926,218		
保険金				12,670,490					12,670,490		
金銭の信託運用益				2,241,238					2,241,238		
年金担保貸付事業収入					3,547,704				3,547,704		
労災年金担保貸付事業収入						36,857			36,857		
承継債権管理回収事業収入							131,996,815		131,996,815		
承継教育資金貸付けあっせん事業収入								3,552	3,552		
補助金等収益	14,923,689		54,792,033						69,715,722		
政府交付金収益	443,635								443,635		
国庫補助金収益			24,884,506						24,884,506		
都道府県補助金収益			29,907,527						29,907,527		
利子補給金収益	14,480,054								14,480,054		
資産見返運営費交付金戻入	65,447		6,198	96	3,178	13			74,934		
財務収益											
受取利息	1,684	324			2,776	13	17,212		22,009		
雑益	23,398	1,449	1,257	381	660	89	3,231	280	30,745		
臨時利益		254,568	0						254,568		
障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入益		254,568	0						254,568		
退職手当給付費支払資金戻入益			0						0		
総利益又は総損失()	443,635	42,580	5,009,720	1,841,890	230,499	987	132,014,027	0	135,899,558		

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画
平成18年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 額									計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付勘定	
資金支出	779,079,636	21,247,884	90,240,355	32,098,611	302,043,551	6,184,479	1,014,512,531	3,087,702	2,248,494,751	
業務活動による支出	496,673,876	4,111,816	83,012,318	19,462,922	224,254,878	5,866,555	436,583,312	3,087,385	1,273,053,062	
福祉医療貸付事業費	73,105,875								73,105,875	
福祉医療貸付金による支出	419,700,000								419,700,000	
社会福祉事業振興事業費		3,656,852							3,656,852	
退職手当共済事業費			82,376,568						82,376,568	
心身障害者扶養保険事業費				19,346,086					19,346,086	
年金担保貸付事業費					3,106,783				3,106,783	
年金担保貸付金による支出					220,900,000				220,900,000	
労災年金担保貸付事業費						32,605			32,605	
労災年金担保貸付金による支出						5,800,000			5,800,000	
承継教育資金の貸付金による支出								3,000,000	3,000,000	
人件費支出	1,887,868	329,222	240,675	72,528	124,948	16,091	524,931	45,699	3,241,962	
経営指導業務費	87,675								87,675	
その他の業務支出	1,892,458	125,742	395,075	44,308	123,147	17,859	5,511,371	41,686	8,151,646	
国庫納付金の支払額							430,547,010		430,547,010	
投資活動による支出		14,351,530		12,626,690					26,978,220	
金銭の信託の増加による支出				12,626,690					12,626,690	
有価証券の取得による支出		14,000,000							14,000,000	
財政融資資金預託金の増加による支出		351,530							351,530	
財務活動による支出	281,013,775		5,009,720		77,212,502				363,235,997	
長期借入金の返済による支出	255,993,775				57,212,502				313,206,277	
短期借入金の返済による支出			5,009,720						5,009,720	
債券の償還による支出	25,020,000				20,000,000				45,020,000	
翌年度への繰越金	1,391,985	2,784,538	2,218,317	8,999	576,171	317,924	577,929,219	317	585,227,472	
資金収入	779,079,636	21,247,884	90,240,355	32,098,611	302,043,551	6,184,479	1,014,512,531	3,087,702	2,248,494,751	
業務活動による収入	365,881,672	3,856,392	89,366,263	21,734,334	233,460,793	5,449,422	583,883,380	3,087,385	1,306,719,641	
福祉医療貸付事業収入	59,111,725								59,111,725	
福祉医療貸付回収金による収入	287,978,256								287,978,256	
経営指導事業収入	29,580								29,580	
福祉保健医療情報サービス事業収入	2,628								2,628	
基金事業運用収入		3,854,619							3,854,619	
退職手当共済事業収入			33,938,480						33,938,480	
心身障害者扶養保険事業収入				21,617,498					21,617,498	
年金担保貸付事業収入					3,474,476				3,474,476	
年金担保貸付回収金による収入					229,738,222				229,738,222	
労災年金担保貸付事業収入						35,091			35,091	
労災年金担保貸付回収金による収入						5,380,381			5,380,381	
承継債権管理回収事業収入							132,482,866		132,482,866	
承継融資業務収入							445,347,000		445,347,000	
承継教育資金貸付あっせん事業収入								3,552	3,552	
承継教育資金の貸付金受取による収入								3,000,000	3,000,000	
運営費交付金収入	3,810,711		634,493	116,455	244,659	33,848	6,033,071	83,553	10,956,790	
補助金等収入	14,923,690		54,792,033						69,715,723	
その他の業務収入	25,082	1,773	1,257	381	3,436	102	20,443	280	52,754	
投資活動による収入		14,376,730		10,355,278					24,732,008	
金銭の信託の減少による収入				10,355,278					10,355,278	
有価証券の償還による収入		8,000,000							8,000,000	
財政融資資金預託金の減少による収入		6,376,730							6,376,730	
財務活動による収入	411,600,000				67,000,000				478,600,000	
長期借入れによる収入	330,100,000				27,000,000				357,100,000	
債券の発行による収入	81,500,000				40,000,000				121,500,000	
前年度よりの繰越金	1,597,964	3,014,762	874,092	8,999	1,582,758	735,056	430,629,151	317	438,443,101	

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。